

教養教育としての弘前大学 21 世紀教育と学士課程教育

21 世紀教育センター長 木村 宣美

大学設置基準第19条や「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」（大学審議会 1998年10月26日）等の理念を踏まえ、本学の教養教育は、「21世紀を生きるうえで必要となる基本的な力を養うこと」を目的として掲げ、2002年4月から、各学部・研究科の全構成員が授業を担当する「全学担当制」のもと、「弘前大学21世紀教育」として実施されています。本学は、21世紀を生き抜く活力ある人材を育成し、社会に送り出すことを重要な使命の一つであると考えています。今、高等教育の大衆化・量的拡大による「ユニバーサル段階」、そして、18歳人口の減少による「大学全入」時代等、大学を取り巻く環境は急速に変化しています。このような高等教育を取り巻く環境の変化に対応するため、弘前大学21世紀教育センターは、21世紀教育の目標として、「教養教育の目的」を踏まえ、「確かな学力」の基盤となる基礎的・基本的知識の充実・向上を図り、幅広く深い教養を涵養することを掲げた「21世紀教育カリキュラム改正の趣旨」に基づいて、2006年4月にカリキュラム改正を実施しました。このカリキュラム改正は、「教養教育」を「学士課程教育」の一環として位置づけ、学士課程教育全体の質を保証することを目指したものです。そのため、多様な学習歴をもつ学生の学力低下・教育内容の多様化に対応して、柔軟に基礎学力の向上を図ることができるように配慮されています。さらに、各学部・学科が、その教育理念・教育目標に応じて、21世紀教育科目の履修を自主的にデザインできるよう、新たなシステム「学部設計単位」が導入されました。これは、各学部・学科が、学士課程教育全体を通じて、その固有の教育理念・教育目標に応じて「教養教育」と「専門教育」の有機的連携を図りながら「幅広く深い教養を培う」ことができるとともに、学生の能動的学習を支援することによって「学士課程教育全体の質を保証する」高等教育機関としての責務を果たせるようにするための改正でした。

「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（中央教育審議会2008年12月24日）では、「グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあって、国民の強い進学需要に応えつつ、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要である。国境を越えた多様で複雑な課題に直面する現代社会にあって、大学として、自立した21世紀型市民を幅広く育成することは、個人の幸福と社会全体の発展それぞれの観点で極めて重要であり、公共的使命と言える」と、社会のグローバル化やユニバーサル段階に達した大学には、学士課程教育の質の維持・向上に向けて、改革の必要性があることが指摘されています。「第2章 学士課程教育における方針の明確化 第1節 学位授与の方針について～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学習成果の達成を～」では、学士課程で育成する21世紀型市民の内容（日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容）に関する参考指針（1. 知識・理解 (1) 多文化・異文化に関する知識の理解 (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解 2. 汎用的技能 (1) コミュニケーション・スキル (2) 数量的スキル (3) 情報リテラシー (4) 論理的思考力 (5) 問題解決能力 3. 態度・志向性 (1) 自己管理能力 (2) チームワーク、リーダーシップ (3) 倫理観 (4) 市民としての社会的責任 (5) 生涯学習力 4. 総合的な学習経験と創造的思考力）が示されました。今日、基礎力を備えた人材を育むために、教養教育と専門教育を総合的に充実させ、学士課程教育として卒業資格の厳格化により卒業時の学力を高めることが求められています。教育基本法（2006年12月22日法律第120号）「（教育振興基本計画）第17条」に基づき策定された「教育振興基本計画」（2008年7月1日 閣議決定）に掲げられているように、高等教育機関としての大学には、「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」ために、学士課程の学習成果（「学士力」）として共通に求められる能力を養成（学士課程の学習成果内容等の明確化や厳格な成績評価の導入等、教育の質を確保するための枠組みを構築）し、「社会の信頼に応える学士課程教育を実現する」責務があります。